	質問事項	JW回答
1	複数のマニフェストについて同じ処理をした場合に同じ情報パターンで一括入力できますか。操作マニュアルP45に処分終了日と処分担当者が同一である複数のマニフェストは一括入力が可能とありますが、それ以外の場合に複数のマニフェストを選んで一括して中間報告等の入力は可能ですか？	複数一括入力は、複数社の廃棄物を同日に処理した際に、同じ内容（処分終了日・処分担当者）でまとめて報告することを想定した機能です。条件が異なる複数のマニフェストを一括で報告したい場合は、複数一括入力で再資源化等の情報を入力後、処分終了日と処分担当者を個別に変更することで活用できます。
2	情報パターンの設定や入力について、大変時間がかかる。電子マニフェストでもかなり時間がかかるが、将来的には紙マニフェストについても同様の報告を求める予定があるのか	将来的な紙マニフェストへの拡張について、JWセンターでは承知しておりません。
3	パターン設定で混合廃棄物の設定方法が良くわからない。項目追加説明会資料P75に混合廃棄物の場合の例示があるが、現実にはもっと様々な例がある。説明会で様々な事例について入力の仕方も含めて詳しく説明してほしい。	説明会資料では、処分パターンについて基本的な事項を理解していただくため、シンプルな例を示しています。 個社における様々な処理フローについては、帳簿情報等を参考に個社におけるフロー図等を作成いただき、パターンを作成していくことが考えられます。
4	弊社は、収集運搬と中間処理を行っておるのですが、この最終処分の際に、一次処理を行っている弊社がお客様へ、二次処理、三次処理、最終処分それぞれの情報を報告することは理解できました。 ですが、その二次処理、最終処分の詳細情報は、どの様に伝わるのですか？ 現在は、最終処分業者は、最終処分終了後に「最終処分場所と最終処分日」を二次処理業者へ報告。 二次処理業者は、その情報を一次処理業者へ、一次処理業者は、排出事業者へ報告するシステムだと理解しております。 これからは、最終処分業者は、最終処分終了後に「最終処分場所、最終処分方法、最終処分終了日」等の詳細情報を二次処理業者へ報告。 二次処理業者は、「最終処分業者から受けた情報＋自社で行った中間処分詳細」を一次処理業者へ報告。 一次処理業者は、「二次処理業者から受けた最終処分までの全ての情報＋自社で行った処分方法の詳細」を排出事業者へ報告するシステムだという事でしょうか。 また、排出事業者側がどういった情報をどこまで見ることができるのか示してほしい。	報告事項はご理解のとおりです。 排出事業者が確認できる情報は再資源化等の情報として処分業者がマニフェストに入力した情報すべてです。
5	仮に上記「4」のようなシステムだとして、排出事業者からマニフェストを見て処分方法について質問があった場合、自社の処理は自社で説明できるが、二次処理、三次処理、最終処分についても一次処理業者である当社が説明を行う必要があるのか。二次処理以降については、二次処理業者以降に聞くように案内するだけでよいのか。当社が発行したマニフェストにも関わらず、当社ではマニフェストに書かれている以上のことはわかりませんということでよいのか。	従来から、最終処分終了報告に際しては、マニフェスト上で当該最終処分事業場等の情報を提供することが求められており、同様な考え方のもと、最終処分に至るまでの間の処分業者について同様の情報を提供することにより、適正処理の更なる確保がなされるものと考えています。
6	混合廃棄物の処理で、一次処理業者は電子マニュフェストを使用しており、最終処分業者も電子マニフェストを使用しているが、二次処理業者の一部が紙マニフェストを使用している場合（例えば、項目追加説明会資料P76ページのパターンで、B社bb工場のみ紙マニフェストの場合）には、資源化量の報告義務はないということでよいか。	お示しいただいた例の場合でも、電子マニフェストを使用している一次処理業者は排出事業者に再資源化等の情報の報告義務があります。一次マニフェストが電子マニフェストであれば、二次マニフェストが紙、電子にかかわらず、一次マニフェストの報告には再資源化等の情報が必要です。
7	情報パターン設定の名称ですが、例は廃棄物等の詳細な種類になっていますが、自社独自の名称を設定しても良いですか？例えば（廃プラ　処理方法　処分先　）	独自の名称を設定することができます。また、パターンの名称はマニフェストに入力されるものではないので、排出事業者に伝わるものでもありません。
8	情報パターンの選択時に、一覧表では処分先等の確認ができません。一覧表で処分先まで確認する方法はありますか？	一覧には処分先は表示されないため、確認できません。 パターン名称に処分先などの情報を入力することで、パターン選択時に確認することができます。
9	弊社は廃酸（液状、固形有価物含有）の中間処理業務をしています。廃酸（液状）を中間処理した結果、a）固形有価物とb）残りの廃液とに分かれます。 a）とb）共に再資源化するため、弊社で処分が完結します。 従って、三次マニフェストにある最終処分業者は存在しません。 Q1. 項目追加後の電子マニフェストでは、フロー中の二次マニフェストで廃酸（液状）を二つの再資源化ルートで登録することは可能でしょうか？ Q2. 項目追加後の電子マニフェストでは、三次マニフェストにある最終処分業者の欄を非該当とできる仕様になっているのでしょうか？	A1.一つの廃棄物から2種類の再資源化物が生じるパターンを作成することも可能です。 A2.受託廃棄物がすべて再資源化された場合は最終処分になるため、その後に最終処分業者を追加する必要はありません。
10	パターン設定はいくつまで設定可能ですか？	システム上制限は設けていません。 なお、パターンは一覧上に表示する件数を50件/100件/500件から選ぶことができます。
11	数量の単位はどうなりますか	再資源化等の情報に入力する数量の単位はすべて「kg」になります。廃棄物の数量、運搬量及び受入量で「kg」以外の単位を利用している場合にも、再資源化等の情報の各数量は換算係数で自動的に「kg」になります。
12	マニュアルでは3次マニフェスト以降の情報も、1次マニフェスト発行者が収集、整理することとなっている。「3次以降の直接契約をしていない処分業者の情報は委託先を通じて情報収集する」と項目追加説明会資料P63にあるが、3次以降の処理業者が情報の収集に協力いただけない場合にはどのように対応すべきか。情報の収集に協力していただけない処理業者について、行政にその旨お知らせすれば、行政のほうから情報収集に協力するよう指導等していただけるのか。	直接委託する処分業者からの情報収集、働きかけをしていただき、最終処分までの全ての情報を報告していただく必要があります。 行政からの情報収集にかかる指導については当該行政にご確認ください。
13	廃棄物（特に建設系廃棄物（解体ごみ）の場合）、車両1台ごとにどのような廃棄物が積まれているかも異なるし、どの程度有価物が含まれているかも大きく異なる。 「再資源化等の情報入力の手引き」では。P43で、「グレードA、B、C、D、Eに分けて…」との記述があるが、その程度の単純な分け方で正確な再資源化量の把握につながるものとは考えられないし、車両1台ごとにどのグレードにあたるのか、収集運搬物を見て確認する必要があるが現実にはそのような対応は不可能である。このような廃棄物を継続して受け入れている場合には、再資源化割合をどのように把握し、どのように入力すべきか。	手引きでは、処分パターンについて基本的な事項を理解していただくため、シンプルな例を示しています。 パターンへのあてはめは、２次マニフェストに登録した情報を踏まえ、想定されるパターンを最終処分終了報告の際に選択することが考えられます。 複雑な組成からなる産業廃棄物への対応については、これまでの受託実績を踏まえた最終処分終了報告のパターンを作成いただく運用が想定されます。